

市議会議員

おのざわ康弘の

活動報告

ひげ通信



2007

No. 15

発行日 07-01 発行責任者 小島治樹 原田定明 小野澤康弘後援会 川越市小仙波町 5-15-3 川越市吉田 715-16 TEL049(232)5789 TEL049(231)4850

2007 亥 “ 市議会報告（12月議会）

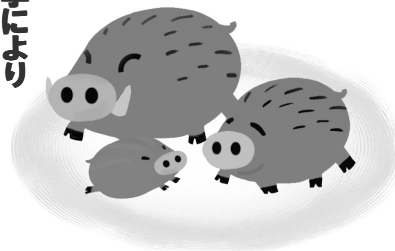
今年亥年

亥年とは、十二支のうちで最後に位するものです。昔の時刻で表すと、午後九時から十一時の間を指すそうです。

統一地方選挙により

地方自治行政も変わる年！

日頃より、私の市議会活動及び政治活動にご理解、ご支援、ご協力をお願いいただき、とても力強い励みになりました。平成十八年度十二月議会も十二月二十二日を最終とし、閉会致しました。大きな議案としては行政組織の改正や路上喫煙の防止に関する条例の制定、まつり会館の料金値下げ等がありました。（詳しくは本文2P）又、私の一般質問では舟橋市長の公約である川越市に一千万人の観光客を誘致するための、政策的提案と教育関係の問題点の確認等を具体的、項目別に質問致しました。さらに前回の「ひげ通信」十四号の中で決算特別委員会委員に選任された事を御報告致しましたが、その中味にも触れた報告を今号で掲載致しました。「ひげ通信」も残すところ十



新しく組織改正される川越市！

副市長の誕生や経済部が産業観光部に生まれ変わる！

平成十九年四月一日より、川越市の組織の改正が行われる、より一層市民に分かり易い部署名と担当制によって、よりよいサービスの提供を考慮した結果です。しかし、たいへん評価すべき点と、何で！という部分（詳しくは2P）があります。まちづくりとは誰が行うかだけは間違えてはいけません。

「意見公募手続の条例化」

パブリックコメントの条例化近し

私は、平成十五年十二月議会でパブリックコメントの制度化に向け条例化すべきであると提案いたしました。更に平成十七年十二月議会、総務常任委員会の中でも、パブリックコメントの条例化を強く提案して参りました。川越市は今回の総務常任委員会の協議会の場で、十八年四月

に制度化した「川越市意見手続の要綱」の見直しを行い、条例制定の考えを示しました。このことは私としても、たいへん評価致すところであり、市民参加に対する保障や行政運営の透明性という意味では大きな前進とも言えます。提案した成果が出たと感じております。

川越まつり会館条例の一部改正

により観覧料の値下げ！

一般については現行の40%ダウン。小中学生については50%ダウン。

川越市路上喫煙の防止

に関する条例の制定

市内全域では道路、公園、その他屋外の公共の場所において、喫煙をしないように努めなければならないというもの。「路上喫煙の禁止地区」で喫煙した者は罰則が課せられます。



主な議決案件

十二月定例議会の主な議案

(十一月二十日～十二月二十二日)

主な議決案件

条例の制定について

〔原案可決〕 二件

○川越市行政組織条例を

定めることについて

○川越市路上喫煙の防止に関する

条例を定めることについて

条例の一部改正について

〔原案可決〕 一件

条例の廃止について

〔原案可決〕 五件

広域連合について

〔原案可決〕 二件

道路線の認定について

〔原案可決〕 二件

補正予算について

〔原案可決〕 一件

同意案件について

〔原案可決〕 一件

請願

〔継続審議〕 一件

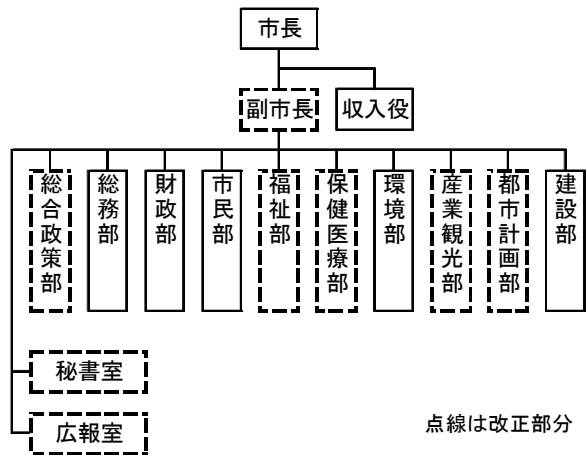
川越市議会規則一部改正

〔原案可決〕 一件

総務常任委員会の主な議案

川越市の行政組織条例を定めることについて、本会議及び総務常任委員会の中でも多数の質疑がありました。その中でも共通する質疑では、

行政のスリム化と今回の組織改正との整合性を問う声もありました。



点線は改正部分

※ 教育委員会は、生涯学習部が教育総務部になりました。

私の総務常任委員会での質疑

今回の行政組織の特徴からみると、致といった政策面がストリートに出ています。「産業観光部」がその現れでもあります。私はたいへん分かりやすい部の名称であり、大いに評価したいと思えます。また、福祉と医療が分かれたと思いますが、これも福祉業務の肥大化を考えると、むしろ分かりやすいとも思います。しかしながら、まちづくり部が都市計画部に戻ってしまった事についてだけは言わせていただきたい。私は、まちづくり部という名称とは市民と行政が一緒にまちをつくっていくという点で

象徴的な部名であり、川越らしいと思っていました。今回の「都市計画部」という名称では、今までと逆行しているイメージではないかと問いました、なぜなら私は、まちづくりとは、市民と行政が協働で行う(市民参加型)。都市計画とは、行政が行う(グランドデザイン等)という考え方であると思います。川越市も第三次総合計画で共通の施策として「協働」をテーマに掲げています。また、産業観光部という先進的な部を配置！私は川越市のまちづくりと観光というのは、一つのキーワードであり、今後、川越市のまちづくりを後退させるイメージダウンにならないかと指摘いたしました。

その他

川越まつり会館の値下げについて
一般(個人) 500円↓300円
一般(団体) 400円↓240円
小、中学生(個人) 200円↓100円
小、中学生(団体) 160円↓80円

私の思う今後の課題

観覧料の値下げにより、会館入場者数増加を見込んでの事であるが、同時に中味の運営手法も工夫し、入館者が会館の敷地に入った時から、川越まつりの雰囲気になれる様な演出が必要だと思ふ。また(社)川越市観光協会さんの良いお知恵を拝借して、一緒に考えてみてはいかかでしょうか

十七年度決算委員会より

生活保護費 5,061,467,355円
生活福祉課の資料によると、十七

年度保護を必要とする者に対して生活保護法を適用し、自立更生指導を行った。

川越市の扶助費(生活保護費)は約50億である。財源は現在のところ、国より75%(37億5千万)と川越市より25%(12億6千万)である。今後、国の考えでは国から財源を50%に抑えたいとの事であるが各自治体が猛反発しており、財源は現状維持であるが、景気の回復、年金の問題等を含め地方自治体も苦しいところではある。

| 区分 | 年間 | | 月平均 | |
|------|--------|--------|---------|---------|
| | 世帯数 | 人員 | 世帯数 | 人員 |
| 生活扶助 | 19,105 | 29,849 | 1,592.1 | 2,487.4 |
| 住宅扶助 | 18,208 | 28,356 | 1,517.3 | 2,363.0 |
| 教育扶助 | 2,347 | 3,763 | 195.6 | 313.6 |
| 介護扶助 | 2,745 | 2,861 | 228.8 | 238.4 |
| 医療扶助 | 18,222 | 23,048 | 1,518.5 | 1,920.7 |
| 出産扶助 | 3 | 3 | 0.3 | 0.3 |
| 失業扶助 | 846 | 974 | 70.5 | 81.2 |
| 葬祭扶助 | 51 | 51 | 4.3 | 4.3 |

行政の情報は市民の共有財産である

私の議会質問

今回、私の一般質問では、今注目を浴びている川越市の「観光客一千万達成のための観光政策」についてと、教育に関する諸問題として、いじめ問題、さわやか相談員制度、学校評議委員会制度、そして高階西小学校の耐震補強工事の設計数量ミスによる、国庫補助金返還問題についての中で「けじめ」とはを指摘致しました。

観光客一千万達成の為の観光政策については、国も2010年までに日本を訪れる外国人観光客を一千万人に倍増させる為、国内の観光地の魅力の向上が急務であるとして、自治体の活動とは別に観光地の活性化に取組む民間の活動を支援する制度として「観光ルネサンス事業」を創設しました。このことから、私は、今回の一般質問の中で川越市としての目標である観光客一千万人達成の為の政策としてこの制度を利用すべきという事が主旨の質問を行いました。

1. 今年の観光客数は昨年と比べてどの程度増加しているか。
2. 今後観光客一千万人達成の見込みは、又達成する為の事業展開を考えているか
3. 川越に訪れる外国人観光客への対応は？
4. 国土交通省の「観光ルネサンス事業」とはどのような事業か
5. 具体的にはどのような事業か
6. 観光ルネサンス事業で川越が活用するとしたら、どのような事業が想定できるか。
7. 観光ルネサンス事業の補助金制度とはどのような仕組みか。
8. 観光ルネサンス事業で補助金を受ける為には、どのような条件があるか、川越が受け入れられる可能性はあるか。
9. 埼玉県内の動向はどのようなになっているか。
10. この事業を受け入れる民間組織で手を挙げる所はあるか。
11. 市長にお尋ね！今回の国土交通省の観光ルネサンス事業について川越市として積極的に採用して行く考えはあるか。

市長 川越市としても、この手続に乗ろうと思っております。又県と一緒に努力して行きたいと考えております。

私の感想 川越市も一千万人観光客誘致の政策の為、一つの政策として市長も考えていたに違いなく、この制度を採用して行く現れの答弁を頂いたたいへん評価しております。

教育に関する諸問題

三年前の一般質問で学校評議委員会について質問し、校長先生の諮問機関としての機能を明確にすべきとの提案をしたところ、すでに採用されておりました。今回は、いじめ等の学校や子供の命にかかわる問題が急増していることから、学校評議委員会制度の新しい役割について質問しました。また、平成十九年度から中学校全校にさわやか相談員が再設置されようとしています。設置するにあたり、市町村の裁量により設置できるとの事であるようです。このことから教員とスクールカウンセラー、更にさわやか相談員さんとの関係を含め、学校内部の役割分担や地域との関わりについて今後の課題を質問させていただきました。さらに、高階西小学校の耐震設計の設計数量ミスについては市の体制について厳しく意見を申し入れ致しました。

1. いじめに対する教育委員会としての指導、助言について具体的な事
2. さわやか相談員制度の概要、学校での役割、位置付け、仕事、配置状況
3. スクールカウンセラー制度の概要とさわやか相談員との違い
4. 学校評議委員会制度の現況
5. さわやか相談員、スクールカウンセラー、教員の役割や組織的な連携の問題はないか。
6. 学校評議委員会制度の活用について、現教育長の考え方について
7. 学校運営の視点から足立区立五反野小学校の学校理事会制度に

8. 学校理事会制度について、教育長の意見を聞きたい。
9. 学校設置者として市長の学校訪問のお願い。
10. 高階西小学校耐震設計数量ミスによる補助金返還の原因とは何か。
11. 川越市は一級建築士が何人いるのか又建築課では何人か。
12. 市で設計や積算を行うべきであるかどうか。
13. 川越市への損害を与えたのだから、市民に納得のいく「けじめ」が必要である。

私の感想

今、いじめの問題や学校運営について内部での新たな教育の制度が次々と出てきます。私は制度そのものは、良いと思いますが、問題は現場の教師や校長先生がいかに使いこなすかにあると思います。そのような意味では、先生方も大変であると思います。やはり学校長のリーダーシップの発揮のしどころであります。もう一方では、子供を持つ親もしつかり子供と向き合った家庭教育が重要であります。また、今回の高階西小の件にかぎらず、川越市へ多大な損害を与えるような、ミスを犯した場合、原因の追求と改善の徹底をはかり、市民に納得のいく「けじめ」は必要だと思います。

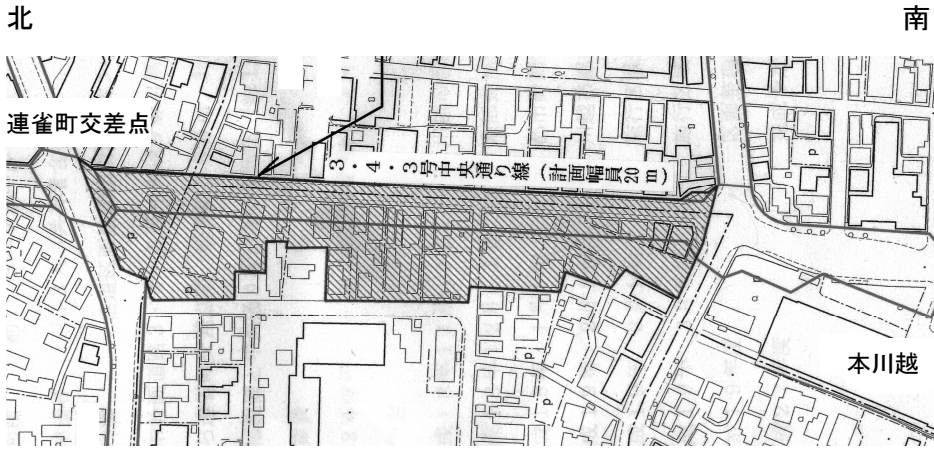


川越市政の 「ひげ」注目!

川越市(本庁地区)の中央通り が整備されます

川越市の中でも古くから知られる中央通りが沿道街区土地区画整備事業により生まれ変わろうとしています。

この事業は沿道街区整理型街路事



業と言つて、本川越交差点から連雀町交差点の間(約300m計)画道路20m(現行11m)の拡幅整備と中央通り線西側沿道地区(約1.5ha)の基盤整備を行います。総事業費約27億円(内川越市約7億円)です。完成すれば素晴らしい中心市街地になる(こと)でしょう!

(完成は平成二十七年予定)

県道川越越生線の整備が 検討されています!

平成十八年七月十五日、霞ヶ関駅北口開設の整備事業(約32億円)が完了しました。

この地区には東武東上線霞ヶ関駅とJR川越線の場駅があり、この間は県道川越越生線、一本でつながっております。この両駅は一日の乗降客数が約38,500人であり、川越市西側の拠点であり、とても有効な核となる事は間違いありません。マチの将来を見据えたいへん重要な整備であることから、埼玉県と川越市そして何よりも地区の地権者の方々と、将来の霞ヶ関、名細地区のマスタープランを考え、協働のまちづくりを推進する事が肝要であります。

川越市はすでに地元関係自治会等へ向けた意向調査に入っているようです。(総延長距離約2000m、両側歩道付幅12mの道路です。)

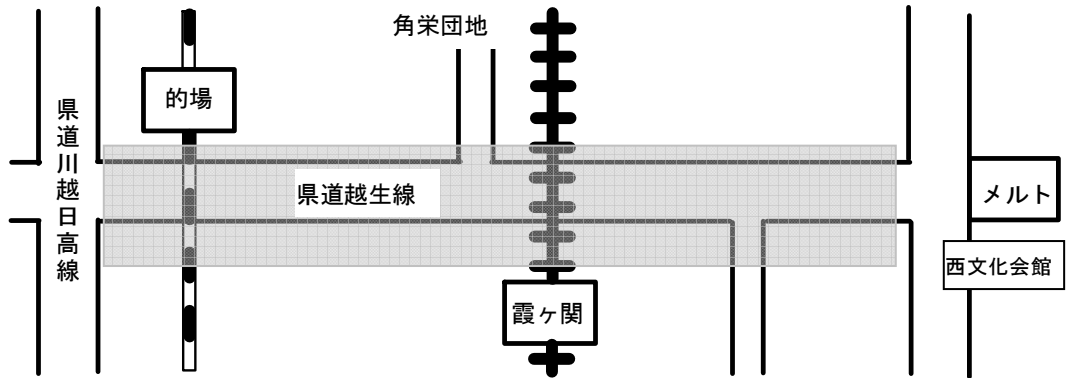
埼玉県は第一期の事業区間案として、霞ヶ関駅を中心に南北約440mを考えています。

次回の議会

三月定例議会にも是非傍聴にお越し下さい。市政に関するご相談や、ご意見がありましたらお気軽に、ご連絡下さい。

TEL 232-5789
TEL 231-4850
FAX 233-9310

onozawa@abox3.so-net.ne.jp



市議会ワンポイント(副市長制を含む地方自治法の改正とは?)

首相の諮問機関である地方制度調査会において、地方公共団体の自主性、自律性を拡大する必要性が答申され、国は平成18年3月7日、副市長制度を含め地方自治法の改正をしました。副市長制度はそのなかでも市長のマネジメント強化を支える仕組みとして導入されました。そのポイントとしては次の6つ。

1. 助役、収入役制度は明治21年以来100年以上の制度であるが、地方分権改革により、自治体の役割が拡大しており、市長を支えるマネジメント能力の拡大が急務である。
 2. 収入役制度は収入と支出に関して、命令機関と執行機関を分離して事務処理の公正を確保する為に設置していたが、電算化の進展からその役割が変容してきている。
 3. この為、助役、収入役制度を廃止し、副市長制度を設ける。
 4. このことにより、市長は政策決定に専念し、副市長は担当分野の政策の執行にあたる。
 5. 副市長制度は定数を人口、規模等から条例で定めると共に、市長の職務権限を委任する事を明確にする。
 6. 収入役は現在その役職に就いている者の任期終了をもって廃止とする。
- 以上のように地方自治法改正が改正されました。